

表1 想定する地震災害

想定地震	予想規模 (M)	全壊棟数	半壊棟数	避難人口
西葉断層による地震	6.9 (本市想定震度6強)	540棟	1,600棟	1,400人 (冬18時、一週間後)

出典：嬉野市地域防災計画及び佐賀県地震被害等予測調査（平成26年3月）をもとに作成

(2) 処理の基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針は、①衛生的かつ迅速な処理、②分別・再生利用の推進、③処理の協力・支援、連携、④環境に配慮した処理とします。

(3) 処理期間

地震災害については、発生から概ね3年以内、風水害については発生から1年以内での処理完了を旨とします（災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します）。

(4) 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、市が処理の責任を負います。

なお、本市が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、県に事務委託を行います。

(5) 本市の特性

本市では、塩田川や鹿島川で台風や梅雨時に大きな災害をもたらしているほか、本市の60%を占める山林は、66%が植林されており、急傾斜地崩壊や土砂崩れ、土石流の危険箇所が数多く存在しています。

本市では、ごみ処理を佐賀県西部広域環境組合に委託しており、災害廃棄物の処理は近隣自治体との連携を図ります。また、本市内には一般廃棄物の収集運搬・処理業者がおり、民間との連携も検討します。

4. 組織体制

本市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、市長を本部長とする災害対策本部が設置されます。災害廃棄物処理は、災害対策本部の指揮のもと、建設・復旧班が担当します。（建設部環境下水道課中心）。地域防災計画の指揮命令系統に従い、関係部局及び関係団体と連携して災害廃棄物の処理を進めます。

5. 協力・支援体制

(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

予め締結している災害協定等に基づき、近隣市町村、県、国に対して、必要な支援を要請します。

(2) 自衛隊、消防、ボランティア等との連携

人命救助のための災害廃棄物除去、廃棄物が原因となる火災防止対策等において、自衛隊・警察・消防・道路管理部局等、さまざまな機関と連携します。また、災害ボランティアセンターを設置する市社会福祉協議会に支援要請します。

(3) 民間事業者団体等との連携

発災時には協定に基づき速やかに協力体制を構築します。今後、各種事業者との更なる応援協定の締結についても検討するとともに、災害時に協定が機能するように平時から情報共有等を行います。

6. 住民等への啓発・広報

災害廃棄物処理を円滑に進めるため、仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等の情報を早期に分かりやすく提供します。また、平時にも、排出・分別方法等に関する広報を行います。情報伝達手段は、防災無線、広報宣伝車、ホームページ等を、被災状況や情報内容に応じ活用します。

7. 災害廃棄物発生量

想定災害における、災害廃棄物量は、以下のとおりです。

表2 災害廃棄物発生推計量

可燃物	15,997 t
不燃物	33,993 t
コンクリートがら	42,991 t
柱角材	3,999 t
金属	2,999 t
計	99,980 t

【参考】風水害発生時の災害廃棄物発生推計量  
〔 災害廃棄物 22,568 t 〕

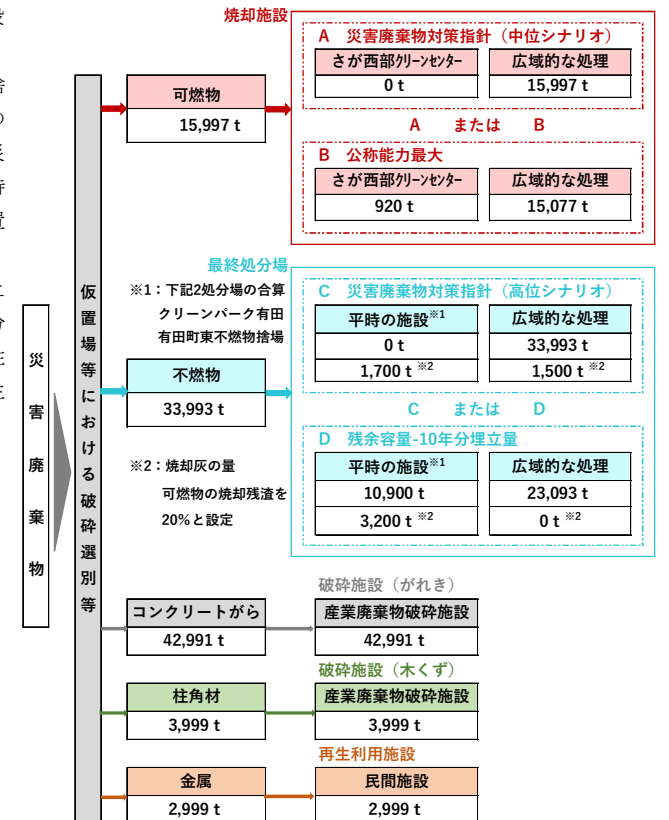
⇒ 仮置場必要面積 32,700 m<sup>2</sup> ≒ 3.3ha

※ 災害廃棄物対策指針、嬉野市地域防災計画、佐賀県地震被害等予測調査をもとに試算  
災害廃棄物発生推計量は、端数処理の関係から合計が不一致

8. 災害廃棄物処理フロー

発災時、平時のごみ処理処分施設（さが西部クリーンセンター、クリーンパーク有田、有田町東不燃物捨場）で一度に処理しきれない大量の災害廃棄物が発生した場合は、被災状況等に応じて、災害廃棄物を一時的に集積し、破碎選別等を行う仮置場を設置します。

なお、想定される災害が発生した場合、焼却施設処理能力、最終処分場の処理能力共に不足する可能性が考えられるため、大規模災害発生時には広域的な処理が必要となります。



9. 仮置場候補地

公園、廃棄物処理施設等の本市が管理する土地を中心に、下記を考慮して候補地を選定しました。

- ・学校等の避難場所指定施設は避けました。
- ・土壌汚染の恐れがあるため、農地は避けました。
- ・重機等による分別・保管をするため、平場面積3,000㎡以上を確保できる場所としました。
- ・搬入ルートとして必要な道路幅員が確保できる場所としました。

表3 仮置場候補地リスト

番号	名称	計測平場面積 (㎡)	番号	名称	計測平場面積 (㎡)
—	嬉野総合運動公園 (みゆき公園)	—	—	北部公園	—
1	記念広場北駐車場	5,800	8	グラウンド	3,500
2	みゆき球技場北駐車場	5,000	9	野球場	12,000
3	多目的広場	17,000	10	花みずき公園	5,800
4	多目的広場2	9,000	11	中央広場	4,500
5	中央公園	9,000	12	嬉野インター第2駐車場	4,200
6	吉田地区運動公園 両岩グラウンド	7,600	13	チャオシル駐車場	4,500
7	西部公園	21,000	14	大草野防災広場	3,000
			15	ごみ中継基地	6,000
			合計		117,900

10. 仮置場の選定から廃止までの流れ

災害廃棄物仮置場の選定から廃止までの流れは右図のとおりです。

仮置場は、災害の種類、被災規模、被災範囲等に応じて、また他の災害対策と調整のうえ、仮置場候補地の中から災害対策本部にて選定します。

仮置場設置時には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にし、複数の手段で広報を行います。

また、処理期間短縮、低コスト化、生活環境保全や公衆衛生悪化の防止等のため、廃棄物分別を徹底します。

仮置場設置期間は、仮置場の安全管理を徹底するとともに、周辺環境の保全を目的として環境モニタリングを実施します。

最後に、すべての廃棄物を搬出して原状回復します。

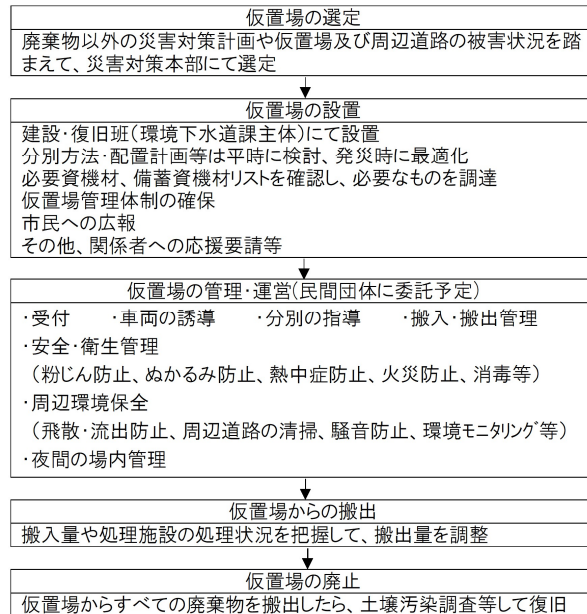


図3 仮置場の選定から廃止までの流れ

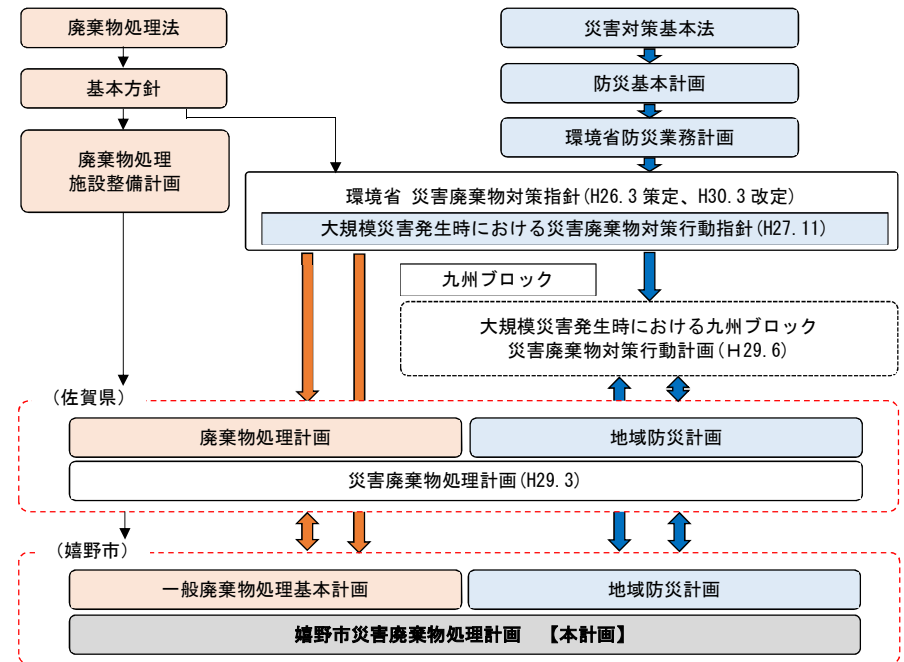
1. 計画策定の背景及び目的

近年、東日本大震災や熊本地震を始めとする未曾有の大災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災自治体でその処理に苦慮しています。嬉野市（以下「本市」）においても、震度6強程度の地震や集中豪雨等による風水害等が想定されています。

本計画は、本市地域防災計画等との関連計画と整合を図りながら、大規模災害による被災時の課題を整理し、平常時の災害予防対策及び災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を行うことを目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するものです。



出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）をもとに作成

図1 災害廃棄物処理計画の位置づけ

3. 基本的事項（対象とする災害廃棄物、処理の基本方針等）

(1) 対象とする災害及び災害廃棄物

本計画では、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とし、地震や風水害等の災害によって発生する廃棄物を対象とします。

想定災害は、本市で最も大きな被害が見込まれる西葉断層による地震としました。